

二 議案第六十六号 昭和四十七年度福生市一般会計補正予算(第三号)

頁	訂正箇所	誤	正
四	下の表の補正 前の額の上部欄外	拾 四	(減 五)

三 議案第六十七号 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

頁	誤	正
七	本年度 前年度 比較 本年度の財源内訳	補正前の額 補正額 計 補正額の財源内訳

第三八回福生市議会 定例会 会会議録 (第十四号)

昭和四十七年九月三十日福生市議会議場に第三八回福生市議会 定例会 会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|------------------|-----------------|----------------|
| 一番 貴井 孝次郎 君 | 二番 小 林 菊三 君 | 三番 小 林 孝治 君 |
| 四番 田 村 市郎 君 | 五番 川 玲 靖一 君 | 六番 中 島 根 実 君 |
| 七番 岸 坂 美 良 時 君 | 八番 谷 岡 一三 君 | 九番 志 村 秀 雄 君 |
| 十番 松 山 清 君 | 十一番 伊 東 忠 次 郎 君 | 十二番 森 田 秀 雄 君 |
| 十三番 石 川 繁 治 君 | 十四番 小 林 暢 吉 君 | 十五番 岩 田 博 君 |
| 十六番 高 坂 忠 心 君 | 十七番 岡 本 吉 君 | 十八番 中 里 元一 君 |
| 十九番 大 野 行 夫 君 | 二十番 宮 沢 良一 君 | 二十一番 田 村 匡 雄 君 |
| 二十二番 磯 野 鉄 之 助 君 | 二十三番 石 川 信 義 君 | 二十四番 木 次 雄 男 君 |

欠席議員は次のとおりである。

欠員は次のとおりである。

陳十
お三定
(三日)
議七十三
議七十四
陳九

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議事 局長 島田 順 君
議事 係長 須崎 進 君
臨時職員 主事 間中 久恵 君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 常太郎 君	助役 藤崎 俊夫 君	収入役 橋本 孝蔵 君
教育長 町田 啓二 君	企画調査室長 大野 忠一 君	企画調査室主 中 久利 君
総務課長 高水 永 君	税務課長 日村 忠雄 君	市民課長 森田 氏 君
福祉所長 森田 猛 君	衛生課長 青藤 多市 君	経済課長 森田 進 君
建設課長 石川 徳男 君	都市計画課長 浅見 裕康 君	水道課長 大野 重勝 君
教育委員 務課長 山田 和雄 君	教育委員 務課長 井上 久男 君	選挙管理委員 務局長 久津 深吉 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 議案第六十四号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第二 議案第六十五号 福生市老人福祉手当条例 (審査報告)

日程第三 議案第六十六号 昭和四十七年度福生市一般会計補正予算 (第三号) (審査報告)

日程第四 議案第六十七号 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算 (第一号) (審査報告)

日程第五 議案第六十八号 昭和四十七年度福生市水道事業会計補正予算 (第一号) (審査報告)

日程第六 議案第六十九号 昭和四十六年度福生市水道事業会計決算認定について (審査報告)

- 日程第七 議案第七十号 (審査報告)
- 日程第八 請願第六号 (審査報告)
- 日程第九 請願第七号 (審査報告)
- 日程第十 議案第七十三号 境界変更に関する申請について
- 日程第十一 議案第七十四号 町字区域の変更について
- 日程第十二 陳情第九号 朝鮮大学校認可取消に関する陳情書
- 日程第十三 陳情第十号 プレハブ校舎解消問題に関する陳情書
- 日程第十四 陳情書の取下げ願について
- 日程第十五 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第十六 特定事件の継続調査について

午前十時開議
議長 (末次性男君) 二日目の会議を開きます。
定例会第二日目の会議を開きます。

これより日程に入ります。

この際報告事項がありますので、事務局長をして報告を
いただきます。

(島田議会議事務局長朗読)

- 一、追加議案の送付について (別添参照)
- 二、陳情書の受理について (別添参照)
- 三、陳情書の取下げ願について (別添参照)

議長 (末次性男君) 以上で報告を終わります。

議長 (末次性男君) 本日の議会議事運営については、議会議事運営委員
会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。
(議会議事運営委員長 母貝井喜代次君登壇)

。議会運営委員長（西井喜代次君）のご指名がありまして、簡単
にご報告申し上げます。

議会運営委員会は去る九月の二十八日午前十時から開
催し、議長から諮問を受けました。本日の会議、日程より
順序、進め方等について協議し、検討をいたしました結果、
日程の順序については、すでにお手元にご配付のとおり編成
し、審議を願うことに全員の一致をみた次第でありまして、日
程の大部分はすでに各委員会に付託され、慎重な審査を
経た結果、結論付けられ、それぞれ議長あてに報告書の提
出されたものが九件、新たに提出された案件としては長提出
によるもの二件、市民からの陳情二件、うち先ほどは局長
から説明がありまして、一件は昨日取り下げ願いが出
され、今朝急ぎで議運を開催いたしました、これが取り下
げ願いを受けることに決定いたしました。一件はつたわけござ
います。そのほか陳情を取り下げはこれ先ほどは局長から説
明がありまして、一件、それに総務委員会において審

吉田 押入

吉田 押入

査未了のゆえをもち、継続申し出のものと、特定事件でございます。
長提出にかかわる二件は、従来数度の全協等で議題とされてい
ました。三川市砂川町の基地内土地と本市飛地に関するものが
、本件については三川市におきまして去る九月の二十七日の
不会議にお
いて可決されたとの電話も入っておりますので、当委員会
も機を失いたくないよう各位のご協力を得て、即決を要望申
し上げさるべく決定をいたしました。
なお、市長から全員協議会の要望もあり検討し、本件
については定例会の終了後に行うことといたしております。あ
らじめご承知をお願ひ申し上げます。
そして、いよいよ十一月間の今期をもち、第三回定例会
も本日を最終日として終了する運びとなり、今期中にお
ける各委員会の絶大なるご協力を深謝申し上げます。本日の
議会運営が円滑に終わったことに終了でございます。おまねて
ご協力方を願ひ申し上げて報告いたします。
。議長（末次性男君） 以上、委員長から報告がありまして、うり

今日の議事を進めようとするのでよろしくお願ひいたします。

議長

(末次恒男君) 日程第一議案第二十四号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 岩田博君登壇)

厚生委員長(岩田博君) (議案審査報告書朗読) 別添参照。本案について補足説明を申し上げます。

本案は、担当課長の説明によると、今回の改正は、外国人を福生市の国保に加入させ、被保険者として認めることと、保険料の減額範囲を拡大するためのものがある。第三、第四の外国人登録法の第四条に規定する外国人登録原票に基づいての説明は、外国人登録原票には氏名、生年月日、国籍、登録番号、その他の略歴が載っている。

これは三年に一度ずつ書き替わっており、その都度十四歳以上の者は写真を付けることになっており、現在戸籍簿で厳重に保管し持ち出しを禁止している。この国籍欄の表示は韓国及び朝鮮、中国と記載されてある者を、被保険者とするものがあるが、北朝鮮については国交が結ばれていないが外国人登録原票に朝鮮としてある。このことは朝鮮半島から来日した朝鮮人であるという解釈に基いて現在その事務処理している。これより理由で全体を含め韓国、朝鮮としてあるものがある。中国については、すでに法務省において中華民国中華人民共和国として中国という解釈がされているので問題はない。今後外国人の国保加入について事務処理は条例が可決されれば来月からでも該当者を呼んで国保加入手続と関係で、日本人と異なり外国人の場合は、いまだに他市の窓口で届け出た後に福生市役所へ連絡が来るのが現状であるので手続を取りたいうちに、他市へ転出しては場合は保険証

加むやかに使われりていふれがある。一、麻届出義務の徹底と保険料の基礎となる所得の把握について十分説明のうえ、できればその日うちらに所得を聞きし課税し徴収する方法を取っている。保険料の徴収について外国人の代表者と話し合つた結果、希望により委託人を選び徴収してもらうようにしたい。そのほども問題はなかつと思つた。現在福生市に登録してゐる外国人は八百五十七名程度で、朝鮮、韓国及び中国人は五百八十一名、そのうち協定永住許可を受けてゐる者三百二十五人、すべての国保に加入してゐる者百十人で、この二つの国保加入対象者は二百五十六名である。加入予定としては過去の割合からみて三分の一、約九十から百名程度と考えた。保険料の減額について、地方税法が改正されると、保険条例も改正されたら、被保険者のうち世帯主を除く被保険者一人当たり八万円をかり、さらに十五万円をプラスした数字を、これを昨年度の総所得金額と比較し所得金額がかけられれば

四〇％の減額の対象となる。四十七年度の対象予定数をみると、百七十六世帯、六百九十三人で減額される保険料が五十七万四千円、これに上つては国はうら調整交付金として財源が来るのでプラス、マイナス、ゼロとみる。――などの説明があり、当委員会としては原案を可決すべきものと決定した次第であります。何とぞご審議のうえご可決下さるようお願いいたします。報告いたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終了であります。

（質疑疑問ありと叫ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

十一番（伊東中心次郎君） この際動議を提出いたします。これは議題とどうありませう。議案第六十四号については討論を省略し委員会報告とあり決定されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) にたいし伊東忠次郎君の所定の賛成を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されまして、本動議のとおり決するにことごとく異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第六十四号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

議長

(末次性男君) 日程第二議案第六十五号福生市老人福祉手当条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 岩田博君 登壇)

厚生委員長 (岩田博君)

(議案審査報告朗読) 別添参照

福生市議会

本案審査について補足説明を申し上げます。

担当所長の説明を求め審査し、それによると本新規則案、二十歳以上の寝たきり老人について、都が三

千円を負担し市が事務費を支出して老人福祉手当を支給し老人の福祉増進を図るものがある。細部に亘る

支給規程として、支給要件は市内に住所を有する二十歳以上の老人で寝たきりの状態が六か月以上続いた老人が

対象である。所得制限は本人の前年度の所得税が

本年度の場合三十万八千円以下で所得税が課せられてい

ないこと。市規則に定められた施設に入所してない老人が市長

に申請し支給資格認定を受けることになっている。また都内の

他市町村等から転入した場合に家族の都合等を経て、三カ

月以内に認定申請があった場合は、前の市町村等で受けたい

当と重複しない翌月分からの手当が支給される。支払は毎年

四月、八月、十二月の三回に分けて前月までの分を支払う。



市入

その資格の消滅は死亡、所得税等が課せられ、支給条件を失った時、手当の受給を辞退した時など、昭和四十七年十月一日から適用するものである等の説明があった。

質疑に入り、この手当の該当者は民生委員に調査を依頼し、市として調査した。二十一名が所得制限にかからず、老人の受給である。受給資格の認定の医師の診断書は、今後六月以上寝たまりの状態が続くであろうという場合に必要で、普通の状態の場合は都の一括に事項として寝たまりの状態が今後継続見込という調査事項があり、それを左クする。ようにしている。条例中の住所を有する者とは住民登録に登記されている者をさしている。認定者の責任が重くなる。は、いかに、について都で当初は医師であるとしていたが、医師の診断書を要するとなると経費がかかることから民生委員、ケー・スワーカー、担当の書記でよろしいと、いふ。それについて、これは認定事項というより本人の申請で聞き取り調査で行ない、偽り、不正については、本人及び家族の良心に待つべきである。

なりといっている。近隣市町村の上乗せ問題については、国、

青梅、国分寺、多摩、保谷市は同額、昭島市は

現在同じであるが四十八年度は考慮する。立川市は以前

から七十五歳以上の老人に対して月千二百円を支給して、

七十歳以上には千二百円を上乗せし、千四百円を支給し、

八王子市は手当は同額で所得制限なし。日野市は本

年四月から月千五百円の手当があったが、これをなくし三千円

の同額とする。羽村町は二千円を上乗せし所得制限なし

であるとの説明に対し、各市町村の支給額の差はいろいろ

の問題があるというように思っているか、議会側でも話し

合をするが、市長会等におきても格差の生じないように検討され

たい等の要望もあり、当委員会としては原案を可決すべ

きものと決定した次第であります。

何とぞご審議のうえご可決下さるようお願いいたします。報

告といえます。

議長

(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終ります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) 以上で質疑を終ります。

十一番 (伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

「この議題とどうありませう」議案第十六号については討論を省略し委員会報告とあり決定されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) おわかりいたします。さうして伊東中心

次郎君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し委員会審査報告とあり可決された二日の動議が提出された。したが、本動議のとおり決することはいふ異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) ご異議はーと認めます。よって議案第十六号福生市老人福祉手当条例は委員会審査報告とあり決定されました。

議長 (末次性男君) 日程第三議案第十六号昭和四十七年度福生市一般会計補正予算案第三号を議題といたします。

本案については三席任及び仮称市民体育館建設特別委員会。各委員会に審査を付託してありますので各委員長から順次報告を願います。

最初に総務委員長 田村匡雄君

(総務委員長 田村匡雄君 登壇)

総務委員長 (田村匡雄君) ご指名をいただきましたので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお補足して本案の審査の経過を申し上げます。

当委員会に付託されたのは歳入全般と歳出中総務費、消防費、教育費、予備費であります。まず歳入から各課長から歳入面で報告がございまして、交通安全対策特別交付金におうけは四百十三万三千円の補正で六百六十

四等補正
五等補正
六等補正

市道三
七号線

八千円、さうして、茂地区に児童遊園地を設置するたの
五十万円、その他民生費、教育費等の補助金を合せて
四百四十二万三千円の補正であり、財産収入にまはる市道三
七号線設置に伴う廃道敷約三坪の売却収入費十六
万円、社会福祉協議会に委託している学童保育の精算
金十八万円、これらの歳入補正額が三千九百五十九万三千円
となっている。

歳出にみるものは、総務管理費で職員事務服代として九十
五名分単価五千五百円の五十三万三千円、空地約一万六千平方メ
ートルの雑草刈り取り委託料といはる一十七万六千五百円、
赤色回転灯三基を設置するたの十万円、消防費にまはる、
水道管新設に伴う消火栓五基の新設工事と、都の
震災予防条例による地域消火器購入代を合めて二百三
十万円、教育費にまはる小学校費として第六小学校約
千三百十一平方メートルの増築工事費とこれに伴う監理
委託料その他、各小中学校の備品購入代二十万円を合め

三万三千円が最終決定となりました。国庫支出金で
は身体障害者が一名増加分及び入院助産措置費の
四十六年度精算分で三十七万円、貯水槽新設に対す
る国の補助率改正による増と第一分回消防自動車
購入補助金を合せて百十五万円、第六小学校の増
築に對する文部、防衛の補助金二千二百九十五万六千円
、飯林市民体育館建設補助金が五百八十万円、その他
民生費等の昭和四十六年度精算分を合せて合計
三千五十六万六千円を補正することになりました。都支出金に
まはる今回新に条例が提出された六十五歳以上の老人
福祉手当として月額三千円の二十五名分として二十二万
五千円、都の震災予防条例による火器用消火器の設
置を三ヶ年計画で市内に約五百ヶ所設置するたの
本年度約百六十本分の振興交付金百六十万円、防火
貯水槽二基と消防自動車購入補助金で百三十八万六
千円、市道五二一号線の舗装工事補助金五十八万